

昭和54年度予算など議決

第一回定例会

議会だより

広報つきたがきつ

昭和54年4月10日発行(第三種郵便物認可)

昭和54年4月10日発行(第三種郵便物認可)

(3) 第113号

○ 水道会計について
○ 岁入歳出それぞれ七万円を増額し、三五〇九万五千円とする
○ 一般消費税と同じく、継続され、これまでましたが、本村に原子爆弾の被爆者がいないので、直接審査となりました。

○ 被爆者援護法制定に関する陳情について
○ 一般消費税と同じく、継続されておりましたが、今回も結論に達することが出来ず、なお継続されることになりました。

○ 元号法制化に関する陳情
○ 本陳情についてても、継続され、おりましたが、今回も結論に達することが出来ず、なお継続することになりました。

○ 改正する件について
○ 昭和五十三年度国民健康保険税の内、所得をゼロの世帯を含む基礎控除以下の所得の世帯へ一号該当の平等割額の軽減額が八九六三円と定めるべきところを、誤って六九六三円と定めたものを、今回改めたもので原案通り可決されました。

○ 三役の選舉(村長・村議)が、國、県の選舉と同じようなボスター掲示となりました。ボスターの掲示場を村に設置し、これにより改正されたこととなり、原案通り可決されました。

5月の心配ごと相談日

五月二十一日

会場月寿荘

時間 1時30分から4時まで

どんなんことでも御相応じます。お気軽に下さい。

広報つきたがきつ

昭和54年4月10日発行(第三種郵便物認可)

(3) 第113号

○ 計入の主なもの
○ 自動車取得税交付金一五六万
千円、地方交付税一一五万五
千円、国庫八万五千元、村債
一〇〇万円の減、その他です。
○ 賀出の主なもの
○ 農村公園用地取得関係費九一
万円、財政基金積立五〇〇万円
曲公館修理費八〇万円、就業改善センター工事費二一〇万
円、機器品検査機械購入補助費
五五万円、県道改良工事負担金
七三万一千円、上曲地内宅耕工
事補助金六〇万円、除雪機械借
上料二三万六千円の減、村道
整備事業二三〇万円の減、道路
改良用地買収費四五万円の減
公債費利子六〇万円の減、その他
少額の増減が各款に亘つてあ
ります。

○ 国保会計について
○ 請願について
○ 一般消費税の新設に反対する
請願について
○ 五十三年第五回定例会で付託
された前記請願は、反対決議文
を決議し、採択されました。な
お今会期中に、同趣旨の陳情が
月潟村商工会よりありました。

○ 初見込みより医療費の支払が
大巾に少なくなり、歳入では、
国庫支出金が九〇五万五千円減
少し、又歳出ではこれと運動し
て療養費が一七九五万九千円減
少しして、予備費が九三七万五千
円を増額しております。この外
少額なものがありますが省略い
たします。

○ 改正する件について
○ 昭和五十三年度国民健康保険税の内、所得をゼロの世帯を含む基礎控除以下の所得の世帯へ一号該当の平等割額の軽減額が八九六三円と定めるべきところを、誤って六九六三円と定めたものを、今回改めたもので原案通り可決されました。

5月の心配ごと相談日

五月十四日(年金相談日)

会場月寿荘

時間 1時30分から4時まで

どんなんことでも御相応じます。お気軽に下さい。

○ 予算であります。
○ 計入の主なもの
○ 自動車取得税交付金一五六万
千円、地方交付税一一五万五
千円、国庫八万五千元、村債
一〇〇万円の減、その他です。
○ 賀出の主なもの
○ 農村公園用地取得関係費九一
万円、財政基金積立五〇〇万円
曲公館修理費八〇万円、就業改善
センター工事費二一〇万
円、機器品検査機械購入補助費
五五万円、県道改良工事負担金
七三万一千円、上曲地内宅耕工
事補助金六〇万円、除雪機械借
上料二三万六千円の減、村道
整備事業二三〇万円の減、道路
改良用地買収費四五万円の減
公債費利子六〇万円の減、その他
少額の増減が各款に亘つてあ
ります。

○ 新幹線会計について
○ 会計整理であります。
○ 請願について
○ 一般消費税の新設に反対する
請願について
○ 五十三年第五回定例会で付託
された前記請願は、反対決議文
を決議し、採択されました。な
お今会期中に、同趣旨の陳情が
月潟村商工会よりありました。

○ 初見込みより医療費の支払が
大巾に少なくなり、歳入では、
国庫支出金が九〇五万五千円減
少し、又歳出ではこれと運動し
て療養費が一七九五万九千円減
少しして、予備費が九三七万五千
円を増額しております。この外
少額のものがありますが省略い
たします。

○ 改正する件について
○ 昭和五十三年度国民健康保険税の内、所得をゼロの世帯を含む基礎控除以下の所得の世帯へ一号該当の平等割額の軽減額が八九六三円と定めるべきところを、誤って六九六三円と定めたものを、今回改めたもので原案通り可決されました。

昭和54年第一回定例村議会
会期十三日間で議件二十五件、請
願一件について、それぞれ慎重な
審議がなされました。

今回の村議会は、昭和五十四年
度の村行政を村長の施政方針演説
によって昭和五十四年度予算に村民
の要望が反映され发展する村造り
実現のための重要な議会であります
した。
内容、結果をお知らせいたしま
す。

○ 新潟県知事から整備計画策定
備計画の策定について
月潟村公民館条例の全部を改
正するに同意することに決しました。
なお運用は、社会教育法の規定
で運用しており、今後も変りあ
りません。
○ 現在五ヶ所ある児童遊園につ
いて、月潟村の公共用施設で
あり条例上規定する必要がある
處から制定することとなり、原
案通り可決されました。

○ 國会で地方税法の一部改正が
遅れたために、軽自動車税と固定
資産税の一割分の納期を、一
ヶ月遅らせるものであり、原案
どおり可決されました。
なお、税法改正の要旨は別に説
明をいたします。
○ 国民健康保険税条例の一部を
改正する件について
○ 国会で地方税法の一部改正が
遅れたために、軽自動車税と固定
資産税の一割分の納期を、一
ヶ月遅らせるものであり、原案
どおり可決されました。
なお、税法改正の要旨は別に説
明をいたします。

○ 村議会議員の報酬及び費用年
額を決議する件について
○ 两条例は、本村の非常勤特別
職について公選制もある農業委
員会委員の外、各種の執行機関
の委員や、諸問機関の委員があ
りますが、前記の三役、議員等
の報酬改定に合せて、これらの
消防団員の定員住免給与服務等
の表のとおり改訂されました。
○ 两条例は、本村の非常勤特別
職について公選制もある農業委
員会委員の外、各種の執行機関
の委員や、諸問機関の委員があ
りますが、前記の三役、議員等
の報酬改定に合せて、これらの
消防団員の定員住免給与服務等
の表のとおり改訂されました。

昭和54年第一回定例村議会
会期十三日間で議件二十五件、請
願一件について、それぞれ慎重な
審議がなされました。

今回の村議会は、昭和五十四年
度の村行政を村長の施政方針演説
によって昭和五十四年度予算に村民
の要望が反映され发展する村造り
実現のための重要な議会であります
した。
内容、結果をお知らせいたしま
す。

○ 新潟県国民健康保険事業運営基金の
設置管理等に関する条例の一部を
改正する件について
○ 新潟県国民健康保険團体連合
会に預託するものであり、原案
どおり可決されました。
○ 村税条例の一部を改正する件
について

○ 議員定数条例の一部を改正す
る件について
○ 昨年に引き続い、議員四人
人増加するもので、事務費等の
増大に対処する意見と、採
理面から意見が対立し、採決の
結果、賛成多数(八名)で原案
通り可決されました。

○ 特別職の職員で常勤のものの
給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する件について
○ 村長、助役、収入役の給与を
次のように改正するもので、又
出張における宿泊費、日当が昭
和四八年に改正以来据え置か
れていたものを改正するもので
原案通り可決されました。
○ 村議会議員の報酬及び費用年
額を決議する件について
○ 两条例は、本村の非常勤特別
職について公選制もある農業委
員会委員の外、各種の執行機関
の委員や、諸問機関の委員があ
りますが、前記の三役、議員等
の報酬改定に合せて、これらの
消防団員の定員住免給与服務等
の表のとおり改訂されました。

昭和54年第一回定例村議会
会期十三日間で議件二十五件、請
願一件について、それぞれ慎重な
審議がなされました。

今回の村議会は、昭和五十四年
度の村行政を村長の施政方針演説
によって昭和五十四年度予算に村民
の要望が反映され发展する村造り
実現のための重要な議会であります
した。
内容、結果をお知らせいたしま
す。

○ 議員定数条例の一部を改正す
る件について
○ 原案通り可決されました。
○ 村道二十六号線を廃止して、
広域附帯農道として県営事業に
採扱申請のため村道を廃止する
もので、採扱されますと五十
年度の事業で県の費用で改修さ
れることとなる予定です。原案
どおり可決されました。

○ 議長九万五千円が一〇万三千
円に、八万二千円が八万七千円
に
議員七万五千円が八万円に変
更しました。
○ 教育長の給与、勤務時間、そ
の他勤務条件に関する条例の一
部を改正する件について
○ 今年に引き続い、教育長四万円から
人増加するもので、郡内町
等の増大に対処する意見と、採
用当時の条件で原案通り可決
されました。

○ 村の選舉(村長・村議)が、
国、県の選舉と同じようなボス
ター掲示となりました。ボスター
の掲示場を村に設置し、これに
由り改正されたこととなり、原
案通り可決されました。

改正する件について

昭和五十三年度国民健康保険
税の内、所得をゼロの世帯を含
む基礎控除以下の所得の世帯へ
一号該当の平等割額の軽減額
が八九六三円と定めるべきとこ
とを、誤って六九六三円と定め
たものを、今回改めたもので
原案通り可決されました。

○ 三役の選舉(村長・村議)が、
国、県の選舉と同じようなボス
ター掲示となりました。ボスター
の掲示場を村に設置し、これに
由り改正されたこととなり、原
案通り可決されました。

○ 村の選舉(村長・村議)が、
国、県の選舉と同じようなボス
ター掲示となりました。ボスター
の掲示場を村に設置し、これに
由り改正されたこととなり、原
案通り可決されました。

○ 原案通り可決されました。

種 別		改 正 前	改 正 後
原動機付	総排気量 50CC 以下のもの	650	700
	" 50CC をこえ 90CC 以下のもの	1,000	1,100
	" 90CC をこえるもの	1,300	1,450
二輪のもの(側車付のものを含む)		2,000	2,200
三輪のもの		2,600	2,850
四の 輪 も 上 の	乗 用	5,200	改正なし
	自家用	5,900	6,500
四の 輪 も 上 の	貨 物 用	2,900	改正なし
	自家用	3,300	3,650
農耕用トラクター		1,300	1,450
農耕用コンバイン		1,300	1,450
二輪の小型自動車		3,300	3,650



○ 議長九万五千円が一〇万三千
円に、八万二千円が八万七千円
に
議員七万五千円が八万円に変
更しました。
○ 教育長の給与、勤務時間、そ
の他勤務条件に関する条例の一
部を改正する件について
○ 今年に引き続い、教育長四万円から
人増加するもので、郡内町
等の増大に対処する意見と、採
用当時の条件で原案通り可決
されました。